

2012年(平成24年)10月9日 火曜日

Q 夫が交通事故に遭い右手に大けがをして手術をしましたが、右腕の機能が回復しませんでした。そのため、以前の仕事をすることができなくなり、収入が減りました。加害者に対してどのような請求ができるでしょうか。

## 交通事故による後遺障害



A 交通事故で後遺障害が残った場合に、加害者に対し傷害による損害と、後遺障害による損害を請求することができます。この状態を「症状固定」といいます。この状態が、治療費、入院費、通院費、休業損害、傷害による損害と、後遺障害による損害です。

上は治療をしてもよく、傷害による損害にかかることがあります。この状態を「症状固定」といいます。この状態が、治療費、入院費、通院費、休業損害、傷害による損害と、後遺障害による損害です。

## 重さに応じ慰謝料請求

の慰謝料、および逸失利益(後遺障害により働けなくなつたことによる損害)があります。5級の場合で1400万円、12級の場合で290万円となります。

て認められにくいため、どの時点で症状固定とするかは慎重に医師と相談して決めるべきです。

後遺障害には最も重い1級から14級まで1級から14級まで、どの等級に該当するかによって逸失利益、慰謝料の額が異なります。お尋ねの右手は、加害者に対し傷害による損害と、後遺障害による損害には、主に後遺障害による損害が傷害に生じた損害が傷害に

の慰謝料、および逸失利益(後遺障害により働けなくなつたことによる損害)があります。5級の場合で1400万円、12級の場合で290万円となります。

後遺障害の逸失利益は、事故前の収入を元に計算の基礎となる収入を算出し、それに働きなくなった割合と就労可能年数を乗じて計算されます。5級の場合79%働くことができなくなると考え、12級の場合は14%働くことができなくなると計算されます。

(弁護士 松田健太郎)